

令和 2 年度

住民のいのちと健康、福祉を守るために社会保障施策の拡充を求める要望書（回答書）



中能登町

★「重点要望事項」（懇談はこの重点要望事項に統って実施します）

I. 新型コロナ感染拡大から住民のいのちと暮らしを守る施策について

★(1)自治体の職員を増員し、これまで以上に緊急時に住民の安全確保や救援にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【総務課】

職員数については、定員管理計画に基づき、採用を行っています。計画から外れての増員は難しいため、緊急時の住民への安全確保や救援に対処できるよう、職員の安全対策に対するスキルアップに努めます。

★(2)国に対して特別定額給付金の追加給付を強く要請してください。

【総務課】

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望につきましては、県町長会を通じて、その対策への要望を行っているところであります。今後も引き続き、県町長会を通じて要望を行い、県へ協力を要請します。

★(3)新型コロナ感染拡大で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国に働きかけて下さい。自治体として医療従事者や介護従事者はじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大して下さい。

【総務課】

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望につきましては、県町長会を通じて、その対策への要望を行っているところであります。今後も引き続き、県町長会を通じて要望を行い、県へ協力を要請します。

★(4)マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを石川県と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

【総務課】

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望として、県町長会を通じて要望を行い、県へ協力を要請します。

★(5)患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・石川県に求めてください。

【総務課】

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望につきましては、県町長会を通じて、その対策への要望を行っているところであります。今後も引き続き、県町長会を通じて要望を行い、県へ協力を要請します。

★(6)新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度を商工会議所などの諸団体の協力をえて、制度を知らせ、利用を促進してください。

【保健環境課】

国保税の減免制度の周知については、広報などで町民の方に幅広く周知しております。

商工会議所などの諸団体の協力が必要になれば、協議して進めていきたいと思います。

★(7)新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【保健環境課】

近隣市町の動向もみながら、検討したいと思います。

★(8)国の行った通所サービス等の報酬請求「特例措置」によって負担が増加する利用者に対し、その負担分を補助してください。

【長寿介護課】

この「特例措置」は、サービス事業所は利用者に対して同意を得て実施しています。

また、算出方法は「サービス提供回数のうち月1回のみ…」など上限が設けられています。

各事業所が万全な感染対策を行っている状況下で、利用者はそれ相当のサービスを受けており、補助制度に該当しないと考えます。

★(9)「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と必要な支援（一部負担減免制度の拡充、在宅介護サービス利用料助成制度の創設・拡充）を行ってください。

【長寿介護課】

介護サービスの利用者については、日頃からケアマネジャーが状況を確認しており、利用者の変化は迅速に把握されています。地域においても、民生委員や通いの場等において高齢者の変化を把握し、必要に応じて地域包括支援センター（高齢者支援センター）が相談に対応しています。

町では一部負担減免制度の拡充や在宅サービス利用料助成制度の創設・拡充は考えていません。

★(10)自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染防止策を早急に具

体化してください。

【総務課】

中能登町としては、石川県がとりまとめた避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針【暫定版】に基づき、避難所開設前や避難所開設時における感染症対策のため、三倍にならないよう必要な物資・資機材の購入に係る予算を新たに補正計上し、順次、購入・配備を進めており、引き続き充実を図ってまいります。

★(1)新型コロナ感染拡大を防止するためにも「20人学級」を実現してください。

【教育文化課】

義務教育段階における加配を含めた人的体制については、国の責務により全国一律に推進されるべきものであると考えています。町といたしましては、教職員定数の見直しによる教職員の増員について国、県に要望してまいりたいと考えております。

II. 子育て支援について

★(1)2018年度金沢市は、生活困窮世帯と一般世帯の子どもの生活実態を明らかにする「子どもの生活実態調査」を実施しました。貴自治体として金沢市と同趣旨の調査を実施してください。その調査を下に「対策計画」を策定し、対策を進めてください。

教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」を自治体として実施してください。またNPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【住民福祉課】

子どもの貧困対策については、令和2年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの一つとして「中能登町子ども貧困対策計画」を策定し、必要な環境整備と教育の機会の確保を図ることとしています。

町では、平成27年度より「ひとり親等家庭学習支援事業における子どもの生活・学習支援事業を行っています。町としては、児童扶養手当受給世帯の小学1年生から高校3年生までの児童生徒を対象とし、県事業である生活困窮世帯の子どもの学習支援事業と併せて実施しています。昨年度の実績は、小学生12人参加で年3回、中高生9人参加で年17回となっています。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、開催場所などを工夫して開催しています。

児童・生徒の「居場所づくり」については、児童館3か所と放課後児童クラブ3クラブが主体となっています。放課後児童クラブについては、利用しやすい料金設定や利用料の助成などを行い体制づくりに努めています。

(2)石川県子どもの医療費助成制度について、①助成対象年齢を中卒まで拡大すること、②1000円の自己負担を廃止すること、③所得制限を廃止することを求める意見を上げて

ください。

【保健環境課】

- ① 中能登町では、助成対象者を満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのものとしています。
- ② 中能登町では自己負担を求めておりません。
- ③ 中能登町では所得制限を設けておりません。

★(3)小中学校の給食費を無料にしてください。当面、第二子以降の学校給食を無料にしてください。

【教育文化課】

平成 28 年度から小中学校児童生徒第二子以降の給食費の無料化を実施しています。

平成 28 年 4 月 1 日 中能登町学校給食費助成金交付要綱を制定

助成金 小学校 1 食 270 円の年間実日数分 (年間約 54,000 円)

中学校 1 食 330 円の年間実日数分 (年間約 66,000 円)

助成金対象者は、次の要件をいずれも満たす世帯の第二子以降の児童又は生徒の保護者とする。ただし、生活保護、就学援助等の認定により給食費相当額の給付を受けている場合は、対象外とする。

- (1) 中能登町に住所を有すること。
- (2) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある対象児童等を 2 人以上扶養していること。

(4)就学援助制度の改善

- ①就学援助の対象を生活保護基準額の少なくとも 1.4 倍以下の世帯までとしてください。2018 年 10 月からの生活保護基準の引き下げにより現在の対象者が切り捨てとならないようにしてください。

【教育文化課】

令和 2 年度、当町の就学援助制度の生活困窮判定基準は、生活保護基準額の 1.3 倍以下となっております。この生活保護基準は、平成 25 年 4 月 1 日時点の基準を用いています。現在のところ変更の予定はありません。

- ②申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【教育文化課】

申請の受付窓口は学校ではなく、教育委員会のみとなっています。なお、当町では、民生委員の証明は不要です。

年度途中の申請については、申請できることを、お知らせチラシで周知をしております。

③就学援助給付の学校給食については、学校給食の全額を給付してください。

【教育文化課】

学校給食の支給は、規則により実費での全額支給となっております。

④就学援助給付の学校給食については、加賀市が実施しているように「現物給付化」してください。

【教育文化課】

「現物給付化」については、学校給食費徴収システムの運用見直しも含めて検討していきたいと思います。

(5) 幼児教育・保育の無償化に伴い、国の基準月額 4500 円の副食材料費は公的給付の対象から外され、保育施設が実質徴収することになっています。(生保世帯・第 3 子、年収 360 万円以下は免除) 副食材料費の実質を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【住民福祉課】

中能登町においては、2 号認定の児童の保護者から副食費分として一人 4,500 円を徴収するものですが、1 号認定の第 1 から第 3 階層に該当する児童及び 2 号認定の第 1 から第 4 階層に該当する児童並びに、1 号・2 号認定の児童のうち第 2 子以降の児童については、副食費は免除としています。

いずれも、以前の負担からは上回らない制度としています。

(6) 保育環境や保育士の配置基準等を拡充してください。保育士の待遇改善を直ちに実施してください。市町単独で財政的な支援を行ってください(待遇改善助成制度、福祉職員住居費助成、住宅確保助成、家賃補助制度など)。

【住民福祉課】

保育士の配置基準は、国の基準を基に少しゆとりを持った保育士の人数を確保し、研修会に積極的に参加できる体制を取りながら、保育士の質の向上を図っています。

各種助成制度については、国・県等の制度を取り入れながら、町の実情にあわせ支援を行い、今後も保育士の待遇改善に努めています。

(7) 2019 年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半検診・三歳児検診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。

【保健環境課】

		対象児童数	受診児童数	未受診児童数
前期乳児健診	4か月健診	88	88	0
後期乳児健診	9~11か月健診 (医療機関)	109	82	27
1歳半健診		112	109	3 (次年度に全員受診)
3歳児健診		97	93	4 (次年度に全員受診)

(8) 学校検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受信状況の把握と、歯科については「齲歯（虫歯）が10本以上」ある状態になっている児童・生徒の実数を調査してください。学校受診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な要因の調査と対策を講じてください。眼鏡については全国的に助成制度もあることから、自治体として補助制度を創設してください。

【教育文化課】

各学校において、要受診と診断された児童・生徒の保護者に対して、書面でお願いを実施しています。受診が終わっていない児童・生徒は保護者に対して再度受診のお知らせをしています。虫歯の多い児童・生徒については、把握をしています。

眼鏡についてですが、小児弱視等の治療用眼鏡等については、子ども医療費助成制度により対応しています。治療用眼鏡以外については、補助制度の予定はありません。

III. 介護保険事業・予防事業・総合事業について

★(1) 介護保険料

① 介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引き上げてください。

【長寿介護課】

介護保険料の基準額は、介護保険事業計画ごとに介護サービス費用の見込額に基づき算定されます。また、介護保険法により国、都道府県、市町村の負担割合が決められているため、一般会計繰入による介護保険料の引き下げはできません。また保険料の段階については、国の基準に合わせて9段階としており低所得段階についても令和元年度から軽減策がとられています。所得基準についても、同様です。

② 介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください。

【長寿介護課】

介護給付費準備基金を全額繰り入れるかどうかについては、第8期計画の策定の中で検討していきたいと思います。

③非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除してください。

【長寿介護課】

令和元年10月の消費税の引き上げに合わせ、低所得者の更なる保険料軽減強化策があり、第1段階～第3段階の保険料率の軽減が図られています。

現在のところ、町独自の減免は考えておりません。

④国の調整交付金を介護保険とは別枠にして国の負担を介護給付費の25%に引き上げるよう、国に意見を上げてください。

【長寿介護課】

全国町村会から国に提言しています。

(2) 介護利用料・補足給付について

①介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料免除制度を創設・拡充をしてください。

【長寿介護課】

現在のところ、町独自の低所得者への減免制度は考えておりません。

②補足給付の見直しで介護保険施設の居住費・食費補助が対象外となつた方であつても、支払い能力がない人に対しては措置制度を活用して救済してください。

【長寿介護課】

介護保険制度に特例減免措置が定められており、それに則り申請に基づいて町が要件の確認を行い、確認の結果、該当となる方には補足給付を行います。

③グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくってください。

【長寿介護課】

現在のところ、グループホーム、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護の利用者に部屋代・食事代を軽減する制度は考えておりません。

④区分支援限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する人

については、独自の引き上げを行い在宅生活を支えてください。

【長寿介護課】

現在のところ、区分支援限度基準額について、独自の引き上げを行うことは考えておりません。

★⑤国に、補足給付（非課税世帯の人の食事・部屋代軽減）のさらなる後退（以下の案）は絶対にしないように意見をあげてください。

- ・年金月額10万円を超える人の施設利用者負担を大幅に引き上げ、特別養護老人ホームの相部屋（多床室）でも4割近く引き上げ月2万2千円の負担増
- ・ショートステイ（短期入所者）は、食費を1日あたり210円～650円引き上げ
- ・現在、預貯金等制限を1000万円から、所得段階別に650万円～500万円に引き下げ

【長寿介護課】

近隣市町の動向をみながら、協議したいと思います。

(3) 介護保険利用の際の手続き

①介護保険利用の相談があった場合、相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受けた上で、地域包括支援センターへつなぐようしてください。総合事業では、先に「基本チェックリスト」ありきではなく個々の状況に応じた対応をしてください。

【長寿介護課】

相談窓口には高齢者支援センター（地域包括支援センター）の専門職が相談に対応しています。

総合事業開始以降も、新規の介護保険利用の相談には従来どおり要介護認定の申請を受けております。認定更新時には、高齢者支援センター職員が家庭訪問し、サービス利用状況や相談内容を踏まえ個々の状況に応じて、要介護認定の申請か、基本チェックリストによる事業対象者の判定なのかを本人やご家族と相談の上決めています。

②ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

【長寿介護課】

介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントについては、これまでにも居宅介護支援事業所へ委託しています。ケアマネジメント費は、「中能登町介護予防ケアマネジメント実施要綱」で国基準と同額に定め、委託料も国基準を下回らないよう同額としています。

③訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【長寿介護課】

利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、町への届け出を義務付け、そのケアプランについて町が地域ケア会議の開催等により検証を行うことになっており、必要に応じて内容の是正を行なうものとしています。現時点では町への届け出はありません。

(4) 基盤整備について

①入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを増やしてください。

【長寿介護課】

介護保険制度においては、介護サービス費用の伸びと被保険者負担である保険料の均衡を保ち、将来にわたり持続可能な制度とすることが重要であると考えます。

介護サービス費用に直結する介護サービスの基盤整備については、各種団体の代表者に委員となっていただく介護保険事業計画等策定委員会において慎重に協議し、計画を策定します。

②国に対して特養ホーム入所基準を元に戻すよう要望してください。当面、特養ホームに要介護1・2の人が入所できる「特例入所」について、個々の事情に即して柔軟に対応してください。

【長寿介護課】

特例入所は、県の指針に準じて行なっております。

③一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最後まで暮らし続けるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）ごとに作るための整備目標（小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込んでください。

【長寿介護課】

基盤整備の目標については、第8期計画において慎重に検討していきたいと思います。

(5) 総合事業について

①多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前のホームヘルパー、デイサービス（従前相当サービス）が利用できるようにしてください。

【長寿介護課】

高齢者が自立した日常生活を送れるよう支援する介護予防ケアマネジメントに基づき、

利用者の状況を踏まえた目標を設定し、必要なサービスを提供しています。当町は現行相当の通所型サービス及び訪問型サービスのみとしています。

②緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とするようにしてください。

【長寿介護課】

当町は現行相当のサービスのみとしています。

★(6)介護職員確保について

介護職員の確保をすすめるための施策の実施をしてください。

【長寿介護課】

介護職員の確保を推進するため、国・県の施策に準じて実施したいと思います。

①「介護労働者の実態調査」を介護安定センターに準じた内容で実施してください。

【長寿介護課】

現在のところ、介護安定センターに準じた介護労働者実態調査について、実施予定はありません。

②介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【長寿介護課】

介護人材の確保に向け、国・県の施策に準じて行いたいと考えております。

③介護人材の不足を解消するため、自治体として大阪府茨木市、新潟県柏崎市のように、家賃補助や夜勤手当などを自治体として補助してください。

【長寿介護課】

現在のところ、町独自の補助は考えておりません。

④国に対し、全額国庫負担方式による介護従事者待遇加算に戻すよう、働きかけてください。

【長寿介護課】

近隣市町の動向をみながら、検討したいと思います。

IV. 高齢者医療・福祉の充実について

(1)後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押さえなどはしないでください。保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【保健環境課】

保険料の未納、滞納のある方への納付相談は、高齢者の生活実態に十分配慮し、電話・文書催促等にて対応をしております。

現在、後期高齢者医療保険料の滞納者に対する差押えや資格証明書の発行は行っておりません。

また、短期保険証の発行についても、納付相談の機会を確保するため最小限に行っております。

(2) 東京都日の出町、石川県川北町のように、75歳以上の高齢者医療費無料制度を実施してください。当面、後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の人の医療費負担を無料にしてください。

【保健環境課】

75歳以上の世帯であっても資産等財産を所有されている世帯もあり、年齢だけを基準として医療費を一律無料とすることは難しいと考えております。

(3) 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障害がある人には障害者医療費助成制度を全額適用してください。

【保健環境課】

65～74歳の障がいのある方については、中能登町の国民健康保険税と石川県後期高齢者医療広域連合の保険料を比較した際、差も少ないとから、ほとんどの方が後期高齢者医療制度に移行されております。

なお、社会保険加入者など後期高齢者制度に加入されない方への対応については、今後検討したいと考えております。

(4) 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、事業所助成額を増やし、利用者の自己負担額を大幅に引き下げてください。

【長寿介護課】

配食サービスは昼食を提供し、利用者に応じて週5回（月曜日～金曜日）まで利用できます。現在は一食あたりの利用者負担は500円で近隣市町と比較しても利用者負担は低くなっています。

(5) 高齢者が地域でいききと生活するために、以下の施策を実施してください。

★①補聴器購入費助成制度を創設してください。

【長寿介護課】

身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者に対する補聴器購入費用の助成制度はあります。町単独事業として、手帳取得に至らない高齢者に対する助成制度の創設は考えていません。

★②高齢者の「熱中症の予防の実態調査」（猛暑の時、どのように過ごしているか等）を実施して対策を立てるようにしてください。そして福島県相馬市のように、65歳以上の住民税非課税世帯の人にも、生活保護利用者に準じてエアコン購入費（買い替え費も）などの補助を行う仕組みを創設してください。

【長寿介護課】

熱中症予防の実態調査は行っていませんが、高齢者支援センター（地域包括支援センター）やケアマネジャー、民生委員等が高齢者宅を訪問した際に、高齢者の生活状況を把握するとともに、熱中症予防のアドバイスやチラシ配布など、予防に向けた取り組みを行っています。町では、エアコン購入費用の補助を行う仕組みの創設は考えていません。

③高齢者や障害のある人には、公共交通機関利用料無料・定額にする仕組みを創設してください。

【長寿介護課・住民福祉課】

高齢者については、65歳以上の介護認定者で公共交通機関の利用が困難な方の医療機関定期受診時のタクシー送迎費用の助成があります。高齢者の公共交通機関利用料については無料・定額にする仕組みの創設は考えていません。

障がい者については、障がい者のある方で身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、JRの運賃が半額となる制度や、民間バス運賃の割引・航空運賃の割引などがありますが、区分内容によって対象となる範囲が異なりますので詳細は各事業所でご確認頂きたいと存じます。

また、町では道の駅「織姫の里なかのと」を起点としてコミュニティバス「おりひめバス」を運行し、山間部にはデマンドタクシーを導入して、循環バスの利用が困難な方々を支援しています。利用料金は、大人1回100円、小中高校生は50円です。現在は、障がい者の無料バスは設けておりません。尚、町の循環バスについては⑦で回答致します。

④高齢者団体やサークルが健康予防活動、分化・趣味活動などを積極的に行うために、公的な集会場や会議室などの利用料金を減免する仕組みをつくってください。

【長寿介護課・生涯学習課】

生涯学習施設や体育施設、公園などの公共施設の利用に際して、受益者負担として利用者の皆様から施設利用料金を頂いているところですが、施設の運用面において減免措置制度を設けており、高齢者団体や介護予防団体、健康づくり団体が行っている公共性の高い活動に対しては、減免措置を適用しています。

⑤宅老所・街角サロンなど高齢者の「居場所」づくり（通いの場）への助成（家賃・光熱費助成など）を実施・拡充してください。

【長寿介護課】

現在、地区の集会所や町の施設で行っている町介護予防事業の「通いの場」については、消耗品や講師謝礼など必要な経費を助成しています。家賃や光熱費は無料となっています。

- ⑥ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物、ゴミ出し（個別収集）、除雪など多様な生活支援の施策を充実してください。

【長寿介護課】

高齢者の生活支援については、全てを公的サービスで支援するのではなく、地域での支え合いが大切であり、特に高齢者が生活支援を通して社会参加することが介護予防や生きがいにもつながると思います。町では社会福祉協議会と共同で、有償の生活支援ボランティアの養成に向けて検討を進めています。

- ⑦高齢者や障害のある人などの外出支援のための地域巡回バスや福祉バスなどを増車・増便してください。

【企画課】

企画課からは地域巡回バスについて回答いたします。

当町のコミュニティバスについては現在 4 コースを 2 台で廻しており、各コース 1 日 5 便、2 時間に 1 便という形で運行しています。主な利用目的は商業施設への買い物、通院、温浴施設といった目的でご利用いただいておりますが、年間利用者延べ人数は約 5,100 人で、年々減少気味であり、収支率が減少している状況です。

また、自家用車の普及により、全国的にコミュニティバスを含む公共交通の運営が厳しくなっていることや、運転手についても全国的に不足している状況が問題となっておりますが、当町においても同様の問題を抱えております。

町としましては、利用者の急激な減少を避けるため、免許返納者への回数券の進呈や利用促進 PR の実施、車両の更新等を実施し、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な公共交通を目指しているところです。

のことから、増車・増便については、委託業者との協議も必要ですが、運転手の問題や財政面の点から、現在のところ難しいと考えています。

【住民福祉課】

住民福祉課からは福祉バスについて回答いたします。

訪問介護事業者、障害事業者や N P O などが、高齢者や障がい者など公共機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院通所等を目的に車両による有償送迎サービスが行われており、一部のタクシー事業者でも、福祉車両を用いた運行がされています。

中能登町でも「N P O たすけ愛ほっと」が福祉有償運送登録の更新を済ませて、運行をしておりますが、今後ますます進むと思われる少子高齢化と介護者・障がい者の現状を見極めながら検討すべき事案であると考えております。

⑧後期高齢者の医療費2割負担反対の意見を国にあげてください。

【保健環境課】

1割負担が2割になるようであれば、対処していきたいと考えます。

⑨災害から、住民のいのちと安全を守るために、避難準備・避難勧告時に要介護高齢者・障がいある人、認知症高齢者の皆さんの移動・移送体制（担当者の明確化）、支援体制の確立、避難所の内容の充実〔ベッドやトイレ、冷暖房、プライバシー確保（避難用テントの整備）、車椅子等々〕してください。

【総務課】

災害時における要支援者への支援体制の確立には、公的機関、いわゆる「公助」だけでは解決できないことから、要支援者ごとの個別計画の策定の推進など地域ぐるみ、いわゆる「共助」の観点で解決しなければならないと考えております。

当町には、指定避難所が21施設ありますが、避難所の内容の充実については、備蓄品の購入を着実に進めておりますが、財源にも限りがありますので、少しづつではありますが、充実を図ってまいります。

★(7)国に対して、年金制度への下記の意見をあげてください。

- ①年金引き下げはやめること。際限なく年金を引き下げる「マクロ経済スライド」ははいしすること。
- ②年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
- ③年金の隔月支給を国際基準の毎月支給に改めること。
- ④全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現すること。当面、基礎年金の国庫負担分3万3千円をすべての高齢者に支給すること。
- ⑤年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。

【保健環境課】

近隣市町と協議していきたい。

V. 障害者控除認定制度について

(1)介護認定者・家族に①障害者控除認定制度とはどのような制度か。②障害者控除認定制度の認定を受けると「所得125万円（65歳以上の場合、年金収入245万円まで）は住民税非課税となる」と「住民税非課税となると医療や介護の負担が軽減されるケースが多くなる」ことを知らせてください。

【長寿介護課】

町広報やホームページに掲載し周知を図っています。また、確定申告の時期に合わせて、前年中に新規に要介護認定を受け障がい者控除の対象となった方には個別に制度の内容を

記載した案内と申請書を送付しています。

(2)かほく市・宝達志水町・羽咋市・津幡町・内灘町のように、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」に申請があったものとみなして「障害者控除認定書」を送付してください。

【長寿介護課】

確定申告を行わない方も含めた該当者全員への認定書の送付は、混乱を招く要因となることが考えられるため、認定書の必要な方が申請して頂くようにしています。

(3)上記が実施できない場合でも、貴自治体の基準に基づく「障害者控除対象該当者」全員に、「制度のQ&A」と「障害者控除対象者認定申請書」を送付してください。

【長寿介護課】

確定申告の時期に合わせて、前年中に新規に要介護認定を受け障がい者控除の対象となった方には個別に申請書を送付しています。

VII. 国民健康保険制度の改善について

1. 保険料（税）について

(1)保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。そのために一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【保健環境課】

平成30年4月から保険税率の変更（引き下げ）を実施しております。一般会計からの繰入れは法定繰入のみであり、赤字繰入は行っておりません。今後も税率を引き上げないように健診や保健事業など予防を行い、早期発見、早期治療により医療費の高騰を防ぎ、国保会計の安定化を図ることが重要であると考えます。

★(2)18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【保健環境課】

一般会計からの繰り入れは広く集めた税金を国保加入者のみで使うことになり、子どもに係る均等割を対象外とすることは困難と考えます。

なお、全国知事会がこのことについて国に要望しており、このことに充てる財源の確保と制度改革を見守っていきたいと思います。

(3)保険料（税）の減免制度を活用できるよう改善してください。具体的には、①障害世帯減免、②多人数世帯減免、③一人親世帯減免、④寡婦世帯減免、⑤高齢世帯減免、⑥低所得世帯減免（前年所得が生活保護基準の1.3倍以下の世帯）等の減免制度を設けてください

さい。

【保健環境課】

他の自治体の事例などを参考に、制度の拡充について検討したいと思います。

2. 保険料（税）滞納者への対応について

(1) 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害のある人のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【保健環境課】

一定以上の滞納額があり、納付相談に一向に応じようとしない世帯に対しては、資格証明書を交付しています。ただし、その世帯に18歳までの子どもがいる場合、その対象者に限り短期被保険者証を交付しています。

また、資格証明書を交付している世帯に、災害その他特別な事情があると認められる場合、その世帯に属する全ての被保険者について短期被保険者証を交付しています。

(2) 窓口で資格証明書が交付されている方が、医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払い

(10割負担)は困難であると申し出があった場合、国からの通知や先般示された見解を踏まえて、生活状況を確認した上で、緊急的な対応として短期保険証を交付してください。

【保健環境課】

資格証明書を交付している世帯に災害その他特別な事情があると認められる場合は、その世帯に属する全ての被保険者について短期被保険者証を交付しています。

(3) 滞納者に対し給付の制限(限度額認定・一部負担減免適用除外等)をしないでください。

滞納があったとしても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【保健環境課】

滞納世帯であっても、分納を履行している世帯に対しては、給付の制限を行っていません。

(4) 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【保健環境課】

一定以上の滞納額がある世帯に対しては、有効期限の短い保険証を交付しています。分納を履行し保険税を完納されれば、正規の保険証を交付します。

(5) 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行

や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者の差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困難に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えしないでください。

税の滞納解決は、児童手当を差押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押を行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応とともに、地方税法第15条（滞納緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【保健環境課】

納税相談を行うなど、できる限り加入者の生活実態の把握を行い、実態に即した徵収（分納）を行っています。また、差押えについては、差押禁止額以下で行っています。

3. 一部負担金の減免制度について

窓口負担が払えなくて必要な受診を減らしたり、受診を中断したりする人が増加しています。一部負担免除制度の抜本的な拡充で、必要な受信が確保されるようにしてください。

★①現在の一部負担減免要綱とは別に、低所得のみを理由にした一部負担減免制度を創設してください。

【保健環境課】

他の自治体の事例などを参考に検討したいと思います。

②手続き手順・必要書類など運用に必要な事務手続きを整備し「利用案内」を市内医療機関に送付すると共に、ケースワーカー、地域包括支援センターに周知してください。

【保健環境課】

他市町の事例などを参考に検討していきたいと思います。

③一部負担減免制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保健環境課】

行政の窓口や広報誌などを通じ、広く住民に周知します。

④厚生労働省は2010年9月13日付け通知で、（44条を適用するにあたっては）「保険料の滞納の有無に関わらず、一部負担金減免を行っていただきたい」と説明していることから、保険料の滞納の有無に関わらず、実施してください。

【保健環境課】

標記通知については、国の取扱いの一部改正によるもので、このことにより新たに追加された世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月以下の世帯

についての取扱いを示したもので、今後も中能登町国民健康保険一部負担金減免等に関する取扱要綱に基づき、行っていきたいと思います。

⑤公立病院で低額無料診療施設認定を進めてください。

該当なし

4. 国民健康保険運営協議会について

国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをした上でホームページでも公開してください。

【保健環境課】

近隣市町の動向も見ながら、検討したいと思います。

VII. 障害がある人の施策の充実について

★(1)精神保健手帳1級・2級者を心身障害者医療費助成制度の対象にしてください。(入院・外来とも)

【保健環境課】

制度改正により、10月から1級の方も対象となりました。

★(2)65歳以上の障害がある人への心身障害者医療費助成制度は助成方法を現物給付(64歳以下同様)にしてください。

【保健環境課】

10月から、後期高齢者医療に加入された方は、現物給付化に変更となります。

(3)通院精神医療費(自立支援医療制度)制度の患者自己負担を市町単独事業として助成してください。

【住民福祉課】

町単独事業として助成しており、助成方法は償還払いです。保険の種類による非該当はありませんが、請求の期限として受診日から1年を経過していないものとしております。

VIII. 生活相談総合窓口の設置について

(1)住民の様々深刻な問題に対し、滋賀県野洲市のように「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民生活相談総合窓口の設置をしてください。

【住民福祉課】

「課の枠を超えて関係課等が連携し、問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図る」住民の生活相談総合窓口の設置につきましては、「くらしの相談会」、「心配ごと相談会」、「行政・人権くらしの相談会」、「ひとり親家庭相談」を開催し、関係する各委員の方々と連携を図りながら、各々の開催日を町の広報やケーブルテレビで周知を行い、毎月定期的に開催して、相談者個人のプライバシー保護を守りながら相談会を行っております。

また、家庭内暴力をはじめとするDV、高齢者の認知症対応、生活困窮など直接生活にひっぱくした案件に対しては、住民福祉課・長寿介護課が対応し、緊急的な措置を行っております。

現在、当町は庁舎の再編を予定しており、改正社会福祉法に伴うワンストップサービス窓口設置も含めて、相談者が担当者と直接相談できる方向で横断的に連携を図ってまいります。

IX. 健診事業・健康づくり事業の推進について

★(1)住民健診・特定健診の受診率を抜本的に引き上げてください。

【保健環境課】

特定健診とがん検診の受診率向上対策については、毎年、町の重点事業と位置付け、改善・工夫をしながら取り組んでいます。

特定健診では、これまでの取り組みに加え、平成29年度より医療機関健診の費用を無料化し、受診者の負担軽減を図りました。また、受診率向上には個別の声かけが有効であるとから、例年、未受診者に対して、健診開始前と後半時期にハガキや電話による個別の受診勧奨を行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、受診勧奨は行っておりませんが、感染防止対策を講じながら、受診しやすい健診体制づくりに努めています。

★(2)がん検診の受診率を大幅に引き上げてください。

【保健環境課】

がん検診では、町内医療機関にがん検診PRチラシを配布し、かかりつけ医からの受診の声かけをお願いしています。併せて例年は、職域との連携として商工会へがん検診PRチラシを配布し、事業主からの周知をお願いしております。また、保健推進員の協力のもと、町内のスーパーにて受診率向上キャンペーンを実施し、周知の幅を広げております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により実施を見合わせておりますが、今後は、感染症対策を講じながら住民が受診しやすい検診体制を検討していくとともに、個別の受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めています。

(3)特定健診は国基準だけでなく、さらに充実させてください。70歳になると健診項目を

へらすことは実施しないでください、費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとしてください。

【保健環境課】

特定健診は、国基準のほかに貧血検査（赤血球、血色素量、ヘマトクリット値）、血清脂質検査（総コレステロール）、腎機能（クレアチニン）、代謝系検査（尿酸）、心電図検査を町独自の追加検査項目として実施しています。また、特定健診の対象となる40～74歳についても統一した検査項目を実施しており、70歳になると健診項目を減らすことはありません。

費用については、平成29年度から医療機関健診を無料としており、集団健診も併せて特定健診は無料で受診できるように受診者の負担を軽減し、受診しやすい体制の整備に努めています。

(4)がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料にしてください。

【保健環境課】

がん検診は、集団検診では、肺がん、胃がん（バリウム検査）、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がん検診を、医療機関検診では、胃がん（胃内視鏡検査）、乳がん、子宮頸がん検診を実施しています。

また、がん検診以外では、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆検診、歯周病検診も実施しております。受診者の利便性を考慮し、特定健診とがん検診等を同時に受けられるような集団健診の体制や国保人間ドックの利用など工夫をしております。

費用については、平成30年度より、胃がん検診（胃内視鏡検査）の個人負担額を下げるなど、安価な設定とし、受診者の負担が少なくなるよう配慮しています。

(5)歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。また保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【保健環境課】

毎年、40・50・60・70歳の方を対象に歯周病検診を実施しています。

費用は5,000円とし、受診者の負担を少なくするよう配慮しています。

(6)産婦検診の助成対象回数が1回の市町は2回に拡充してください。妊娠婦歯科検診への助成を妊娠・産婦共に実施してください。

【保健環境課】

婦健診は、産後1か月に健診費用の助成を行っております。2回実施はしていませんが、産科医療機関によっては独自に健診を実施し、支援が必要となる従婦（じょくふ）に対し

では医療機関と連携し町保健師が早期に支援を行っています。

妊産婦歯科健診は、5か月以降の妊婦に対し1回の費用助成を行っています。産婦の歯科健診については、指定歯科医療機関の状況等を把握し協議していく必要があり、現時点では、訪問や乳幼児健診等でお母さんの口腔ケアの大切さについてお話ししています。

(7) WHOが認定した「ゲーム依存症」、とりわけ子どもの「ゲーム依存症」対策を検討してください。

【教育文化課】

小中学校では、毎月1回、「ノーテレビ・ノーゲームデー」を実施しています。家族同士での会話やふれあいを深めたり、読書をしたり、心豊かな時間が持てるよう取り組みをしています。

【住民福祉課】

保育園では保護者の方々に、自然物を使った親子の触れ合いの遊びを紹介しています。具体的には、親子ふれあい遊びや、生活リズムの大切さを伝え、身体を動かして遊ぶ大切さを伝えています。

X. 予防接種について

(1) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種、定期接種から漏れた人の対する麻しん（はしか）に助成制度を設けてください。

【保健環境課】

平成30年度より、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチンの接種費用の一部助成をしております。なお、令和2年10月より、同ワクチンは定期接種になりました。

また、平成29年度からは、18歳までの子どものインフルエンザワクチンの接種費用の助成額を増額しております。障害者のインフルエンザワクチンについては定期接種のみであります。

定期接種から漏れた場合の麻しん（はしか）の予防接種については、麻しん風しん混合ワクチン（MR）による、任意予防接種の助成対象者として一部助成できる場合があります。

(2) 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また、2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【保健環境課】

平成26年10月1日から定期予防接種となっており、対象年齢の方の個人負担金を1,000円とし、県内で低い金額となっています。2019年度以降、5年間かけて未接種者に

対し、定期接種として実施しております。

i. 地域医療構想について（公的病院の存在する市町のみ）

昨年は424の公的・公立病院の再編要請があり、関係地域の住民は、不安に駆られました。そこに新型コロナ感染拡大が襲いかかりました。こうした中で、地域医療体制、医師・看護師の確保等で心配や不安がありましたらお聞かせください。

該当なし

ii. 生活保護について（市ののみ）

- (1)生活保護の相談・申請にあたっては、健保第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援（仕事探し）を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。
- (2)ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。
- (3)生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業所」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。
- (4)夏季の冷房費相当の独自手当の新設を国に強く要望してください。夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用（更新含む）や電気代の助成を行ってください。
- (5)埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、新政権を保障すること。申請時に、違法な指導指示、実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めること「しおり」に記載してください。
- (6)自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにしてください。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架してください。
- (7)国民健康保険証なみの医療証をつくるよう国に強く要望してください、当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行するようにしてください。
- (8)資産申告書の提出は強要しないでください。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明してください。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向か、柔軟に対応してください。

該当なし